

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行期日を定める政令案要綱

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行期日は、平

成十八年十二月二十日とすること。